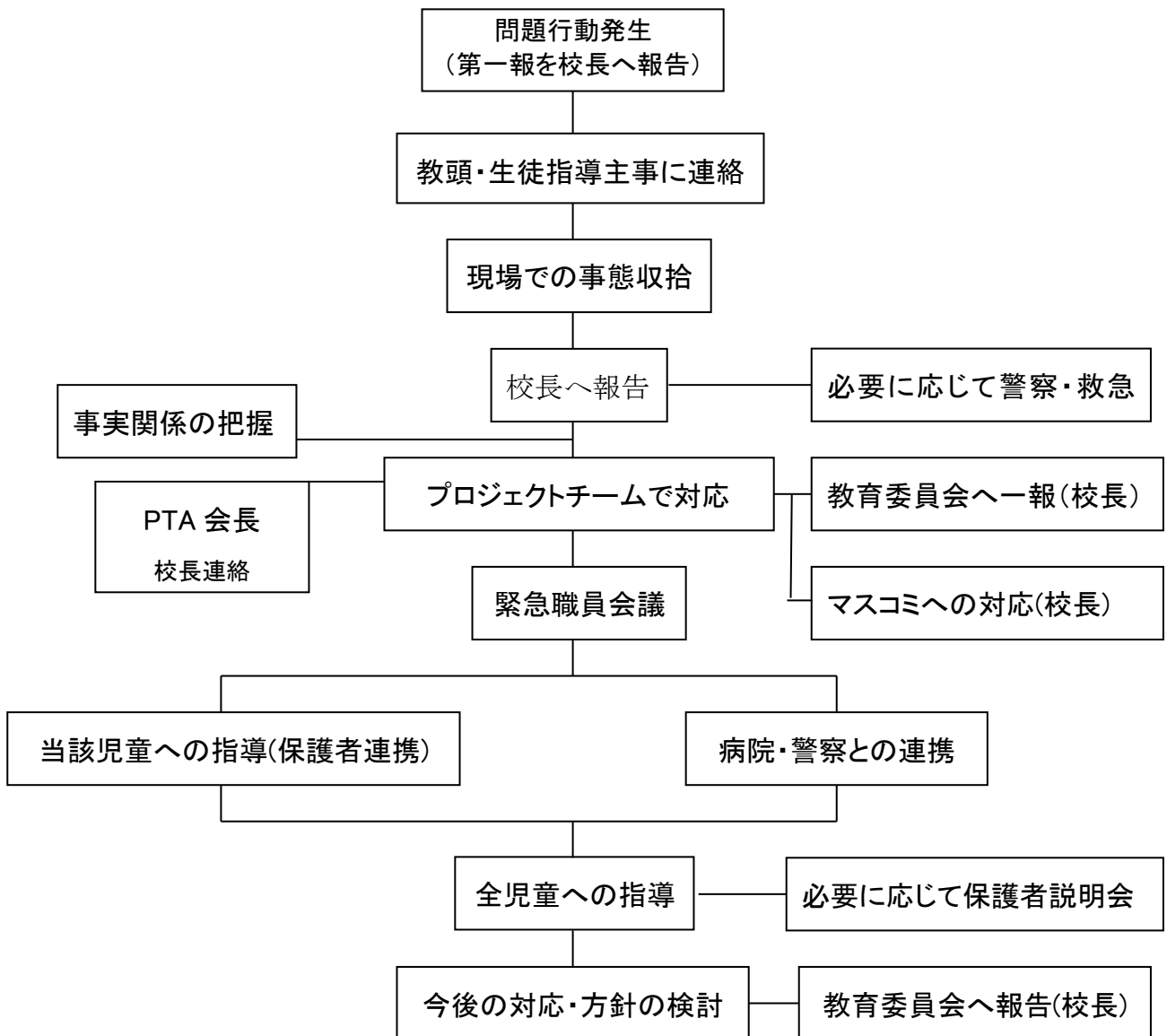


11 問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル



- 1 第一報を学校長に報告し、複数の教職員で現場に急行し、生徒指導主事が事態を收拾するとともに、校長に報告する。
- 2 複数の教職員で、当該児童から迅速に事情を聞き、事実関係を正確に把握する。(当該児童が複数の場合は別々に事情を聞く。)
- 3 重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡する。救急処置が必要な場合は、救急車を呼ぶなどの対応をする。
- 4 重大な問題行動、いじめに対しては、プロジェクトチームをつくり、生徒指導主事等が中心となり、組織的に対応する。
- 5 職員会議において、生徒指導主事が事件の状況について説明を行い、校長が対応方針、教職員の役割分担、今後の日程等について指示をする。
- 6 全校児童への指導においては、混乱を起こさせないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童及び保護者の了解を取っておくことが必要。
- 7 二度と事件を起こさないための未然防止のあり方について、検討をする。